

平成30年度第1回（第7回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成30年5月28日（月）午後3時00分～午後5時00分
- 場 所 八尾市立中小企業サポートセンター 多目的室
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、西村委員、花田委員、清原委員、中辻委員、山川委員
- 欠席委員 山口委員
- 出席幹事 伊藤幹事（健康まちづくり部参事）
- 所管部長 鶴田環境担当部長
- 事務局 経済環境部環境保全課
岩井課長、鎌尾課長補佐、武藤課長補佐、小山係長、橋本係長、上原係長、馬谷副主査
- 傍聴者 なし
- 議事
 - 1 開会
 - 2 報告事項
 - 3 審議
 - 4 閉会
- 配布資料
 - 資 料 1：八尾市における工場等に係る規制基準について
 - 資 料 2：八尾市環境影響評価条例対象事業（案）
 - 参考資料1：八尾市生活環境の保全と創造に関する条例
 - 参考資料2：八尾市環境影響評価条例
 - 参考資料3：八尾市における工場等に係る排水規制について
 - 参考資料4：環境影響評価に関する大阪府下対象事業一覧

○ 議事の概要及び発言の趣旨

1 開会

会長 ただいまから平成30年度第1回八尾市環境審議会を「開会」いたします。

本日審議いただく案件は八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則における規制基準と、八尾市環境影響評価条例施行規則における環境影響評価対象事業についてであります。

それでは、本日、配布しております資料と審議をいただく概要について、事務局より説明願います。

事務局 (説明)

会長 ありがとうございました。お手元配布の次第書どおり、審議を進めて参りたいと思います。

2 報告事項

会長 次第2「報告事項」について事務局から説明願います。

事務局 (説明)

会長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

会長 ないようですので、報告事項については終了といたします。

3 審議

会長 次に、審議に入ります。審議事項の1「八尾市生活環境の保全と創造に関する条例施行規則における規制基準について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局 (説明)

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員 確認ですが、水質汚濁防止法あるいは府の条例で規制の対象になっているものは、本条例の規制の対象にはならないということですか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員 それ以外のところに府の条例等の基準と整合性が保てるように制定したというのが、今回の基本的な改正の方向という理解でよろしいですか。

事務局 基本的にはご指摘のとおりです。まず二重規制になっていた部分を解消するという目的が1点ありますが、特定事業場、府条例の届出事業場につきましても、水素イオン濃度を例に挙げますと、排水量の小さいところも水濁法、大阪府の条例では規制の対象にはなっておりませんが、今回の条例の対象とするということ。それが排水量10トン以上30トン未満という範囲です。よろしく願いいたします。

委員 中核市になっても水質汚濁防止法上の権限の移譲はなかったということですか。

事務局 元々八尾市につきましては、水質汚濁防止法の政令委任市です。

委員 では元々水質汚濁防止法に基づく規制を行っていたということですね。

事務局 お見込みのとおりです。

委員 水質汚濁防止法、あるいは府条例も八尾市で執行するということですね。

事務局 はい、執行しております。

委員 ただ、加えてそこに入っていない横出しとして、対象工場の対象規模をより広げるということですか。

事務局 はい。それは水素イオン濃度だけになります。

事務局 排水量の少ないところですね。

会長 他にご意見、ご質問はありますか。

委員 質問ということではありませんが、この規制が昭和55年から始まったということで、長い期間様々なことを規制という言葉でずっとやってきた部分があったのかもしれませんが、水質等に関する現在の状況がこんな風に変わって来ているというようなことをお聞かせいただきたいのですが。

事務局 公共用水域の河川の水の汚れという点で申しますと、代表的な視点としてBODという指標があります。その水質の値が例えば恩智川ですと平成20年頃では10mg/ml程であり、当時の環境基準が8mg/mlだったので超過していることがありましたが、平成28年度におきましてはBODが3.8mg/mlまで改善されてきている状況です。これは環境行動レポートにも掲載しております。また、平野川でも平成20年度は10mg/mlを少し超える値でしたが、平成28年度におきましてはBODが3.3mg/mlと改善しております。目視でもきれいになってきていることが確認できるのではないかと思います。

委員 多くの魚が泳いでいますね。

事務局 一般的な指標として環境基準値というものがありますが、水質の場合、川はつながっておりますので、水域で環境基準の適合状況を判断します。寝屋川、恩智川で言いますと、恩智川のどの地点で適合したという言い方はなかなかできませんが、一般的には環境基準値として8mg/mlという数値がありまして、先ほどご説明いたしましたとおり3.3mg/ml、3.8mg/mlという数値ですので、非常にきれいになっているということです。そのような水質の改善状況を踏まえまして、先般、大阪府でも環境基準の類型見直しがありまして、環境基準値が8mg/mlから5mg/mlに少し厳しくなっておりますが、その5mg/mlという数字も今は満たしているという状況です。

委員 参考資料3についてお聞きします。改正前の基準で8項目のうち赤字が3か所ありますが、それは条例よりも緩い基準だったということですか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員 それは規模が小さいところはこれぐらいの基準でいいだろうという考え方ですね。

事務局 法律、府条例対象工場につきましてはそちらの規制もかかりますが、一方でこのような基準もかかっていたという状態と、それ以外の工場につきましては、法律、府条例とは少し違う、少し緩めの基準がかかっていたという状況です。今回それを、有害物質という点では一緒ですので法令に合わせる形で整備したということです。カドミウム等は法律の基準が変わりまして、最初0.1mg/mlであったところが厳しい基準となっています。

委員 それは条例の基準を決めた時よりも法律や府条例の方が厳しくなってしまうということですか。

事務局 はい。

委員 では市条例の方が緩いまま残ってしまったということですか。

事務局 はい。今回を機に法令が変わった際に、法令に合わせるような形の規定ができないかということで、資料1のとおり、有害物質に係る排水基準につきましては省令に掲げる許容限度という形で整理したものです。

事務局 改正案のとおりでいきますと、排水基準を定める省令を読みについておりますので、今後は国が改正を行いましたら、自動的に、条例における項目や基準値が改正をされるということになっております。

会長 他にご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

会長 ないようですので、「施行規則における規制基準」の審議は終了といたします。

次に、審議事項の2、「八尾市環境影響評価条例施行規則における環境影響評価対象事業について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局 (説明)

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員 今回の案ではかなり対象が増えており、鉄道、土地区画整理、開発行為、大規模工事等は以前明記されていなかったと思います。当然件数としては少ないと思いますが、今回からはしっかりと提出されるだろうと思います。これに類して、ここ1、2年の傾向として、評価の実績や課題はあるのでしょうか。

事務局 大規模事業となってまいりまして、ここ1、2年では法律と府条例に基づいて対象事業となったことはありません。

府条例においては他市の事業ではありますが、数年前に夢洲の方に火力発電所を作る計画があり、その関係で影響があると考えられる距離の市を対象として大阪府から意見照会が来たことはあります。

委員 分かりました。

事務局 本市で府条例の対象となったのは、かなり前になりますが、JRおおさか東線が直近になります。それと竜華水みらいセンターです。

委員 分かりました。都塚にスーパー銭湯を作る、八尾木に病院、スーパーが進出する等を耳にしていますが、それはこの条例に基づく影響評価を受ける必要がありますか。

事務局 曙川南の土地区画整理事業につきましては、条例制定以前から始まっておりましたので、土地区画整理事業としては対象になっておりません。

ただし、その区画整理事業の中で、様々な商業施設ができることになり、条例制定以降に対象事業となるのであれば、影響評価の対象になります。

委員 施設ができたことによって環境保全に大きな影響を与えることがあれば非常に困りますので、監視的に影響評価をしていただきたいと思っています。

委員 大規模小売店舗の対象を10,000㎡以上としており、吹田市や高槻市が5,000㎡以上であることと比べて大きいわけですが、大きくなった理由について再度説明をお願いします。

事務局 大規模小売店舗立地法におきましては、騒音については駐車場からの音や周辺の交通状況についてアセスメント的なものが規定されております。吹田市や高槻市においては大規模小売店舗立地法の審査権限は大阪府が有していますが、本市は審査権限を持っており、そこで環境への配慮について一定の指導等ができます。そのため、より規模の大きいところで環境への影響が大きいため騒音以外についても影響評価の対象にした方がいいであろうということで10,000㎡として設定しております。

委員 廃棄物処理施設のごみ焼却施設については八尾市では空欄になっていますが、大阪市の処理施設を利用していることが理由でしょうか。

事務局 焼却工場のことでしょうか。

委員 ごみ焼却施設です。他市では一日処理能力100トン以上等の規定があるようですが。

事務局 100トン以上ということだと、大阪府の条例でも同じような値になっているということと、府条例の対象となりますと市に意見照会が来るという形になっておりますので、ある一定は担保できると考えています。

廃棄物処理施設につきましては、別途、廃掃法に基づく手続き等もあり、本市ではそちらの権限も持っております。

委員 分かりました。府条例と廃掃法の関連で規制が効いているわけですね。

事務局 廃掃法上の一部の廃棄物処理施設の許可に当たっては、専門家の意見を聞かなければならないという規定があります。八尾市環境影響評価条例における環境影響評価委員会を専門家として対応する予定です。

委員 分かりました。

委員 先ほどお話に出た、大店立地法の対象となる小売店舗の面積はいくらですか。

事務局 1, 000㎡から対象となります。

委員 現在八尾市で一番大きい店舗と言うとアリオ八尾が想定されますが、そこでどの程度の広さなのでしょう。

事務局 確認していないので正確な数字は分かりませんが、アリオ八尾は確か、店舗面積でも40,000㎡くらいあったかと思います。アリオができるときに排気ガスの関係等、環境への影響は問題がないのかというようなお話をいただいたという経過もありますので、それくらいの大規模な小売店舗であれば一定のアセスメントをやっていただいた方がいいであろうということです。

委員 分かりました。

委員 大規模小売店舗のアセスメントの項目は、大店立地法は騒音、廃棄物等が対象となりますよね。そもそも環境アセスメント法や府条例では小売店舗は対象にしていません。そうすると大店立地法でいわゆる生活アセスメントをやるわけですが、それ以外でどういう項目が予想されますか。これから詰めていくところだと思われそうですが。

事務局 はい、これから技術指針の中でご意見をお伺いすることがあると思います。排気ガスや廃棄物もちろん出てきますが、これは今も少し入っています。あと地球温暖化の観点や、規模によっては自然への影響等、またそれに限らず環境公害以外のところも環境影響評価の対象となります。

委員 建物の高さについて、事業の種類9番の建築物の種類という項目がありますが、大阪市は150m、堺は100m等規定していますが、八尾市においても美化の観点から対象と考えるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 他市に対象事業の考え方等についてヒアリングをさせていただいた際に、建物の高さによってどのような環境影響があるのか尋ねると、例えば高層建築物を建てることによって通風を変えてしまうことや、日照権の問題が挙げられますが、そのくらいしかないということをおっしゃっておられました。そのようなことを踏まえ、今回は対象事業に入れることがあまり適切ではな

いのではないかということで除外させていただいたところです。

事務局 府条例において150mという基準があります。

事務局 日照につきましては審査指導課でも調査等を行っておりますので、よろしくお願いたします。

委員 空欄になっている部分には、府の条例が適用されるということですか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員 他市の例を参考にされたということですが、特に八尾市が他市と違う、例えば自然環境に特徴があって、他市は参考にならないというところは特段ないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 吹田市は市街化されている部分が多く、高槻市はまだ山手の部分が少し残っておりますが、本市で言いますと、先ほど説明にありました土地区画整理事業につきましては、これからまだいくつかは残っているという状況です。吹田市はほとんど終わっておられて、最近ですと新たにニフレルという商業施設やスタジアムを建てておられるということで対象になっておられます。そういった意味ではまだ本市では区画整理事業が残っているという状況にありますので、吹田市とは異なった状況にあり、高槻市とはある程度似通った状況にあると考えております。

委員 分かりました。

委員 高槻市の基準は似通っているとのことですが、例えば高槻市は土地区画整理事業の対象面積が10ha以上になっています。八尾市では20haですので、市の形態は似ているということ以外にも説明が欲しいと思います。

事務局 先ほどご説明させていただいたとおり、旧外環状線以西につきましては20haとしておりますが、東側につきましてはまだまだ自然が残っておりますので他市と同じように10haとしております。

委員 ボトムラインを引くのは難しいですね。

事務局 土地区画整理事業となりますと住環境をよくするために進めている所でもありますし。

委員 単位を小さくすればするほど管理が難しくなりますしね。新しい事業をする場合には環境への影響については難しくなりますね。

事務局 環境影響評価条例につきましては、おかげさまで3月議会にて承認いただきました。ただ、委員会では概ね今ここでおっしゃっていただいているような様々な各項目の規模感等に関する質疑があり、八尾市としてこのような影響評価を作ることの意義を唱えたところです。

一方で、市には種々の所属があります。建築に関する部署や都市整備、開発を行う部署とも並行して長きにわたり協議をいたしました中で、それぞれの部署においては可能な限り各部署の業務の進行がスムーズになるような基準とするよう意見をいただきましたが、当課としては基本的には環境に大きな影響のあるものについては、しっかりとこの条例に見合う調査をしていきたいという意向の下で、一定の調整を進めてまいりました。ですので、例えば先ほどおっしゃいました曙川南の土地区画整理は外環状線を跨いで、相当な規模でありましたが、現状では影響評価の対象にならなかったという実情がありましたので、やはり規模の大きな区画整理、ましてや山に近い立地で行われる大規模な開発については影響評価の対象にしないといけないだろうと考えます。

大規模店舗でいいますとアリオ八尾、沼のイズミヤ等の複数階層を持ってワンフロアが大きく、広い駐車場を有するような大規模店舗の建設が今後予定される場合には、やはりこの条例をもとに影響評価をしていただくべきであろうと考えます。小さな規模も影響評価の対象といたしますと、確かに非常に時間と費用をかけて環境影響評価をしていただくというのは事実ですので、その調整の中で今回の案としてお示しいたしております。

委員 土地区画整理事業の対象の規模で言いますと、他市の例もまちまちですね。豊中は1ha以上、堺は1.5haとか5.0haとか。このような違いはどうして出てくるのですか。

委員 市との間の連携と言いますか、一般的に見たら矛盾しているように見えます。

事務局 大阪府、堺市、大阪市等の都道府県、政令指定都市と比べますと規模的

な部分で比較が難しいところもありますし、同規模の市におかれましても、今回直接お話を伺う中で、当初小さな規模で設定され、建物の高さ等に係る実効性の面で色々なご意見も伺えました。規模的には大きい、小さいという両方のご意見がある中で、そのような先進都市の事例を参考にいたしまして、案としてお示しをしているところです。もちろん規模をもう少し下げれば対象が今後増える可能性があり、当課としては可能な限り環境への影響を調べたいという意向はありますが、対象となった場合に事業者として相当な時間、費用が発生することも事実ですので、そこをなんとか調整させていただきたいというところでもあります。

委員 2番の河川について、八尾市は大和川や恩智川、玉串川等の河川がありますが、そのような点はここで規制する必要は全然ない、または近い将来にもこういう計画をしていないのでしょうか。

事務局 河川についてはダムや湖沼、水位調整施設ですので、八尾市では考えにくい状況です。また、府の条例があり、そちらで対応できます。

委員 分かりました。

委員 ごみ焼却施設についてですが、他市では一日の焼却能力100トン以上で対象となるような市がいくつかありますが、これは何か検討されていますでしょうか。環境影響という意味では影響が大きそうですし、建設される可能性も高いように思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ごみ焼却施設につきましては、大阪府の基準が1日100トン以上でございまして、廃掃法において公害に関して生活環境影響調査というものがございますので、そちらもあるということと、200トン以上からは府の条例にて対象となるということで除いております。

委員 関連して、市政だよりで、ごみ袋を小さくした結果、可燃ごみが10数パーセント減ったと見ました。八尾市として非常に効果があったのですね。それから八尾市の人口の推移を予測したら毎年5,000人とか10,000人減っていくから、ますます量が減るだろうということで、規制から考えると安心材料ということになるのでしょうか。そういう点で行くとあまり規制を多く作っても、考えすぎということになるのではないかと思いますので、そういう点からも「空白」として、府条例に準じればいいので

はないかと思えます。

事務局　ご指摘いただきました廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法において、許可要件が非常に厳しく定められておりますので、そちらの枠組みの中で許可申請をしていただきます。本市としては中核市移行に伴い産業廃棄物の許認可の事務移譲を受けておりますので、その申請に対しての審査や指導をしっかりと行っていくという枠組みもありますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

委員　このごみ焼却施設、ごみ処理施設というのは、民間の処理施設は入らないのでしょうか。

事務局　対象となります。

委員　公共のものだけではないのですね、分かりました。

委員　今最終処分場はどのような状況でしょうか。

事務局　最終処分場は30年くらい対応できるような計画ですが、かなりごみの量が減ってきておりました、もう少し長いスパンで維持できるというような話は聞いております。

事務局　福栄町にございます八尾市の最終処分場は、昔は色々なものが埋め立てられたという経過はありますが、現状は埋立ごみや瀬戸物、ガラス、地域で出る土嚢袋、土等しか入れておりませんので、当初予定しておりました量よりかなり減ってきているということで、平成で申し上げますとまだ平成50年くらいまで対応可能ではないかという状況です。

委員　後20年しか持たないということですね。

事務局　もう少し持つと思えます。当初の予定ですと、既にいっぱいになっていました。

委員　そうですね。以前もそうだったのかなと思ひまして。

事務局　できるだけ踏み固めながら寿命を延ばしているところです。焼却工場は

大阪市、八尾市、松原市の一部事務組合として運営をしており、できる限り設備を持たせる方向で進めておりますが、元々の耐用年数からしますと平成50年くらいに更新の時期が来る予定となっております。ただ一方で、おっしゃったように人口が減ることでごみの量が減っていくというのは明らかで、現状の焼却炉の数や能力は下げる可能性があるかもしれません。

委員 かなり余力が出てくるでしょうね。市民としてはビンや缶、アルミ、プラスチック、可燃ごみ、資源ごみ等を分別していることについて、他市の友人から状況を聞いていると、八尾市は早く進んでいるなど感じています。その市は燃やしてしまったら終わりということで、プラスチックも7割、8割燃やしているそうです。八尾市の場合はペットボトルでもきっちりとリサイクルに回されていますからその点で無駄なごみはかなり減ってきているのではないかと、ありがたいということを感じています。

それと最近の新聞を見ておりましたら、プラスチックごみが大変増えてきていることから、循環型のリサイクルをやっていこうという政府の意向がありますので、そういう動向、政府の指針を確認いただければと思います。

それともうひとつは神戸市では、可燃ごみだったと思うのですが、10パーセント減を目標として、行政が大々的に市民に言い続けているんですね。そういうこともまた大事ななと思っています。ごみ袋が小さくなって不満もありますが、詰め込んでみんな出していますから量は減っていますよね。そういう面もありますが、プラスチックが将来的に大きな課題となるのではないかと思いますので、そちらの動向も政府の指針と併せて考えていただけたらと思っています。

委員 まずこの案ですが、色々な他市の状況を勘案し、市の内部でご検討いただいた結果がこれだということで、だったらこれをどうしろという案はほとんど出ない、つまりこれによろしいのではないかというのが意見ですが、中には対象としていない項目がございますね。1つは例えばダムや湖沼の水位調整施設、それから新幹線も通りませんし、工業水面の埋立てもないと思います。もう1つは府の条例での対象となるからということで対象としていないというところがあるのですが、それは一応対象として置いておくということではいけないのでしょうか。例えば先ほどの廃棄物処理施設のことですとか、飛行場はもう既にございますが、あれ以上はないということでしょうか。また発電所も原子力発電所はなくとも例えば水力発電所はどうでしょうか。対象事業の中ないバイオマスは対象事業とはならな

いのでしょうか。

事務局　　今回対象事業を考えるにあたりましては、八尾市として想定のできないような施設は外しております。例えば7番の下水道の終末処理場につきましては、八尾市の下水は東大阪にあります川俣水みらいセンター、八尾市の龍華水みらいセンターの2系統で処理しており、大阪府の下水道の計画でも十分事足りております。下水道の終末処理場がこれ以上八尾市に建設されるということはありませんということで、今回は省いております。そういう考え方もあって、他の施設も除外したということがございますので、よろしくお願ひします。

事務局　　飛行場で言いますと飛行場の新設並びに滑走路の新設及び延長ということで、府の条例の対象となるケースが多くございます。

委員　　少し気になりますのは、私は他市で影響評価について、いくつか委員をしておりますが、大規模小売店舗が対象となることが結構ございます。大規模小売店舗が他市よりも対象とする面積が大きくなっているということは、対象から漏れる件が多くなるということの意味すると思うのですが、大きくしたのはなぜでしょうか。

事務局　　想定の中でもこの項目が影響評価の対象となる可能性が一番高いだろうということは確かにありました。おっしゃったように八尾市の事例として見ていただくとアリオ八尾、大正のところにありますもうひとつの大きな店舗ほどの規模であれば、対象にはなるだろうと考えています。ただ、5,000㎡であれば広大な駐車場を伴った様々な業態の店舗、家電量販店、食料品店、スポーツ用品店という複合型の店舗の場合、相当な確率で対象になる可能性があると思えます。もちろん必要ならば、対象にする必要性はありますが、それなりの規模のものは全て対象になるということだと、その開発をする事業者に対する影響は相当なものになるという意見はいただいております。

委員　　八尾市に来ようと思っている事業者の方々がやめることもあるということも含めてのことでございますよね。

事務局　　はい、現実としてはあります。

委員 分かりました。他市で影響評価に関わっているときに、例えば交通や廃棄物処理施設、駐車場の中のことに関しても案外びっくりするようなことがあります。理解いただいて安全になっているということがあります。一方で計画を立てる業者の方と実際の業者の方があまり連絡が取れず対応できていないケースもあったため、対象規模を小さくしていいのかと思ったのですが、確かに八尾市での経営をやめておこうということになるかもしれませんので、難しいところだとは思いますが、他市と比較して十分にご検討されたということですのでよろしいのでしょうか。

事務局 10番で、その他環境に影響があると市長が認める場合という項目がありますが、もちろん全体において、市として相当の影響があると認める場合については別途協議が必要になると思っております。今おっしゃった、現存しないものであっても技術革新により新たに事業として興ってくることもありますし、環境への影響、状況が将来変わってくる可能性がありますので、今後は条例につきましても改正することに二の足を踏まずに変えるべきところはしっかりその時点で改正していかなければならないとは思っております。

委員 できるだけ八尾市に来ていただいたらいいと思うので、それはそうだと思いますが。

事務局 基本的に法がありまして、この条例があります。項目はもちろんそのまま生きておりますし、この20番、21番の大規模小売店舗と運動レジャー施設というのは大項目で、今回、八尾市の方にも入れております。あとそういう意味では、存在する項目についてあまりに現実味のない規模感については八尾市の規模を元に横に出した中で規模を下げたというのが今回の条例です。もちろんお示した規模が大きい小さいかという議論はありますが、現時点では八尾市の中には項目としてなくとも、法や府条例では対象としております。全く同じものを載せますと二重の規制になりますのでそれは外しているということと、まずありえないもの、例えば八尾市で海に関することはありえないということで外しております。

委員 バイオマス発電所は対象としなくてよいのでしょうか。大東市にあります。

事務局 最近ニュースでもよく拝見しておりましたが、その辺りが今後の新たな

技術、その施設というところだと思いますので、今後設置されるような規模、内容については、影響評価の中に項目として必要かどうかということも含めてしっかりと研究はしておきたいと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 新しい事業を興す場合、影響評価を実施した時点ではきっちりとされているのですが、実際に運営する中で、数値的な基準が満たせなくなった等の問題があった場合、当然住民や付近の企業からの苦情があると思われませんが、ここ1、2年では特にないですか。

事務局 幸い大きな住民運動に発展するような事例はなかったということです。

委員 分かりました。

事務局 ご承知のとおり外環状線から東。東大阪市、柏原市、その間にある八尾市の状況が相当違います。東大阪に行きますと山の上までマンションが建っておりますが、八尾市はその区間は自然を守っているという今の状況がありますので、調整区域として自然を守っていくというひとつの大きな特徴があります。今後まず起こらないとは思いますが、調整区域での大きな開発はこの対象としないといけないだろうという風には考えております。

委員 だから、実際の問題事例ですね、近年の苦情的なものは反映する必要はないということですね。

事務局 現状ではないと考えています。

委員 分かりました。

委員 これは大阪府に聞くべきかもしれませんが、大規模小売店舗を大阪府の条例では対象事業としないというのはどういう理由があるのでしょうか。

委員 今のことと関連するかもしれませんが、大規模小売店舗は大店立地法で廃棄物、騒音、交通渋滞、景観等を審議対象としており、先ほどの話だと対象が1,000㎡ということです。そうすると、大店立地法は大店立地法でこれをいつまでにやって、こうして意見を述べてというシステムがあ

りますよね。私の疑問は、それに加えて環境アセスメントの方法書、準備書、評価書という、おそらく大店立地法よりももっと厳格に2回、3回と住民から意見を聞く手続きがありますよね。大阪府で対象としていないのは大店立地法で対象とすると割り切っている可能性があると考えています。また、法律は大店立地法を根拠としている可能性があります、法律でも対象としていません。でも他市では一定の面積以上は対象としていますよね。そのあたりは自治体政策であるためいいかなとは思いますが、大店立地法も技術指針がありますので、あまり齟齬があるのはおかしいと思います。それに加えて規模が大きい店舗だと何が問題になるのかということがよく分かりません。その辺がはっきりしてくれば、やはりプラスアルファの規制をする必要があるのかなと思います。もう少し技術指針を詰めないと意見が言えない。私は以前大店立地法の委員も委嘱を受けたことがあり、現在は環境アセスメントも大阪府で委嘱を受けておりまして、そこでの個人的感想ですが、環境アセスメントの対象となるとだいたい何年間かかかります。

委員 短くても1年間かかりますね。

委員 はい、最低でも1年。そしてかなりコストをかけています。アセスメント会社が行いますので、それで劇的に変わる例があるのか疑問です。国や府で対象としている以上に規模を小さくして対象とするのであれば、アセスメントの手続きをもう少し簡略してもいいのではないかと思います。

委員 環境影響評価については本当に同感です。と言いますのは、委員会で色々ご意見を申し上げても最終的には変わることはない。それで最初に環境影響評価をこういう風にやりましょうとなったときには、ゼロオプションを含む複数案を出しなさいということに法律でなったのですが、煙突の高さを3つ変えたことをもって複数案だと提出されることがありました。ゼロオプションなんて出てくるわけがないですよ。やらないという案を入れなさいと言っているけど出てくるわけがありません。

委員 実態は色々あると思います。やはり理念からいうと、環境が一旦壊されてからではなくて、事前にアセスとして、それに備えて修正できたら修正しましょうということです。アセスメントを行うことで実際にデータが出ますのでそれだけでも大きな意味はあろうかと思いますが、ただなかなか時間と費用がかかるということです。大規模小売店舗でも10,000㎡

なのか5,000㎡なのかという話で、小さくするのが求められているとは単純には言えないと思っています。新たに営業される事業者には大店立地法や影響評価の対象になるか否かに関わらず、市が色々なところで指導して結構改善されるという話です。

委員 10,000㎡で全然問題ないと思います。

事務局 ありがとうございます。

委員 それからもうひとつ、ごみ焼却施設で、大阪府が一日100トン以上の処理能力となっていていますが、例えば吹田市や大阪市が100トン以上の処理能力と規定している場合、府と市両方で対象となるのでしょうか。一方だけでしょうか。

事務局 両方は対象とならないと思います。府の方で対象となれば府で、府の対象から外れば市の条例で対応すると考えられます。おそらく条例、規則に詳細が書かれていると思います。

委員 そこで振り分けが決まるのですか。

事務局 はい、法律対象事業と府の対象事業を除くというのがどこかに書いてあるはずです。

委員 では多分府の方で対応するため二重にはならないということですね。

事務局 そうですね。府で対象となった場合、市長あてに意見照会が来ることになっております。

委員 分かりました。

委員 八尾市では大店立地法の委員会のようなものはあるのですか。

事務局 ございます。

委員 じゃあもうそれでよろしいのではないのでしょうか。むしろどうしてここに書くのでしょうか。

委員 規模が大きくなったことで更にチェックする項目がある、あるいはかなり自然が豊かなところに建つような場合がもし想定されれば生物等も入ってくるのではないのでしょうか。

委員 チェックの範囲を勘案して対応していこうということですか。

事務局 5,000㎡では少し小さいのではないかと考えています。

委員 分かりました。

事務局 次回以降の環境審議会につきましても技術指針と併せてご審議いただくこととなりますので、その辺りも踏まえましてよろしく申し上げます。ちなみに八尾市では大店法につきましても開発行為に該当致しますので、確か開発面積が5,000㎡以上の場合は開発問題協議会という協議会を審査指導課、建築部局の方が開催いたしまして、各部署から意見を求めたり、あるいは事業者をお呼びして議論をさせていただいたりといった枠組みもございます。

会長 他にご意見、ご質問等ありませんか。

委員 これは基本的に新しい事業に対して行うということでしょうか。私は下水道のことが専門なのですが、最近新しく作るというよりも改修、ストック等色々あると思いますが、下水管も古くなって補強や改修をきっちりすべきという中で、硫化水素のような有害なガスが出る可能性があり、場合によっては市民の方々への健康影響等があり得ます。そういう事案もあるかと思いますが、影響評価の対象にはならないのでしょうか。加えるべきだとかそういう意見ではなく、確認なのですが。何かやろうとしたときにやはり影響があり得ることだと評価すべきなのか、あるいはそんなことをやっていたら遅々として進まないし、結局やることになるのであればきっちり注意してやるべきだという話になるのかも分かりませんが。

事務局 増設や改築のことですと、例えば道路でありましたら1km以上の新設、1km以上の改築を対象としようということ案としております。鉄道についても新設もあれば増設の分もあるということで対象にさせていただこうかということです。4番の工場、事業場においても新設と増設を対象にして

おります。8番の大規模小売店舗については、新設も10,000㎡以上なのですが、改築につきましては改築部分が10,000㎡以上になった場合には対象にしようという風に考えております。今後見直しが必要となるケースも出てくるかもわかりませんが、今は提示している案のとおりです。

委員 ある程度大きい規模以上のものを基本的には対象にするという考え方でよろしいですか。

事務局 はい、新設の規模と同程度の改築という形をベースに今は考えておりません。

事務局 そもそも環境影響評価制度は、大規模な土地の経営、形変等によって周辺の生活環境にどういった影響が生じるのかというところに利点を置いております。先ほど委員からご指摘がありました、例えば下水道の改築工事やそのストックマネジメントがこれからどんどん進んでいく中で、確かに硫化水素等々の問題もありますが、改築工事を行うことによりその周辺の生活環境に影響を与えるというのではなく、工事によってその事象が発生した際に当然対応しないといけないということです。影響評価条例の中で規定するものと少しベクトルが違うのかなと思います。

委員 分かりました。

事務局 例えば将来7番の下水道の終末処理場の改修、更新が八尾市内で行われる場合は、やはり改めて対象になろうかと思えます。それは焼却工場と一緒にですが。

会長 他にご意見、ご質問等ありませんか。

委員 20番の大規模小売店舗のところで、敷地面積で規定している市と店舗面積で規定している市がありますが、店舗面積の場合は例えば広大な駐車場等があってもそれは除かれるということですか。

事務局 除かれます。一方で階層が上に増えていった時も対象にできるということになります。敷地面積ですと範囲だけになります。

事務局 考え方は大店立地法と同じとしているところでございます。

委員 土地の改変という話が出てきたので、少し気になったのですが、結構駐車場の影響が大きいのではないかなと思います。ヒートアイランド現象等に関し、駐車場等の対策をしてもらおうと思ったときに、案のとおりですと店舗面積を対象としているからどうなのかなと思ひまして。

事務局 店舗面積が増えますとその分駐車場の収容台数というのも増やさなければならぬと思うのですが、そういった意味では店舗面積と無関係でもないと思ひます。

委員 郊外型の場合は結構敷地に余裕があつて、広い駐車場がよく見られるのですが、八尾市であればそこまで広い駐車場はないでしょうか。郊外型は想定していないということですか。

事務局 先ほどから申しております土地区画整理事業がこれからいくつか残つていくという中で、やはり区画整理の後に大規模商業施設が誘致されることは想定されることかと思ひます。

委員 10,000㎡以上で対象になつた場合にその駐車場の導線の仕方だとか駐車場自体の設置によって与える周辺への影響は、もちろん評価項目にはなるのですよね。

事務局 委員がおっしゃつたように、大店立地法と影響評価の手続きの大きな違いは、大店立地法ではある程度頻繁に書類のやり取りを繰り返すというイメージですが、影響評価条例では周辺住民にも意見を聞く機会を相当数繰り返すというイメージですので、そこからしてかかる時間と費用の違いがあると思ひております。

項目が対象になつたときに仮に1番と20番では環境に影響を与える内容にそもそも違いがあると思ひますので、また技術指針の中で強弱をつけることが可能であればと考えております。

委員 例えば駐車場の影響は大きいと思ひます。他市の状況は分かりませんが、指針に駐車場は小売店についてということを入れるべきだと思ひます。

会長 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 環境影響評価条例については今おっしゃったように、大規模な事業を行う場合に関連してくることが多いのですが、生活環境の保全と創造に関する条例は行政、市民、事業者全てが関連付けられています。実際に条例や規則で徹底させると、知らない事業所はないと思うのですが、小規模な3、4人の会社であれば条例を知らないということもあろうかと思いますが、どういう周知を図って計画されているのでしょうか。既にPRされていると思いますが、現状とこれからの強化の手法についてご紹介いただきたいです。

事務局 先ほど3、4人というお話もありましたが、八尾市の今の公害防止条例でも2. 25kW以上の原動機を設置する工場は特定工場等の許可が必要であるということで許可を取得していただいております。今4、500社ほどありますが、そちらの工場等につきましては毎年1回文書を送付させていただいております。発送時期は6月頃となりますが、その際に条例改正という形で周知等を図りたいと考えております。また、今般10月1日に規則施行に向けた準備しておりますが、それまでのできるだけ早い段階でホームページをリニューアルし、周知を図っていきたいと考えております。

委員 事前に、10月1日にこのように改正されるということ、分からないところは環境部に問い合わせるといった表現を入れていただいて。6月に発送するというのは、企業を集めて行う研修会のようなものと関連しているのでしょうか。

事務局 公害防止責任者研修会を毎年7月に開催しておりますので、そちらでも周知を図りたいと思っております。

委員 市民にとっては、やはり市政だよりを見ても、議会では名前が生活環境の保全と創造に関する条例に変わったというくらいしか認識がないので、特に影響評価よりむしろ生活環境の保全と創造に関する条例をPRするような手段があれば取り上げていただきたいと思います。

委員 事業者の方へのモニタリングの回答書のようなものを事業者から戻してもらえらというのはどうでしょうか。確かに周知、徹底というのはあるかもしれませんが、周知をしたことに対して結局どこまで分かってもらえたことなのかということフィードバックはどうでしょう。

委員 知らずに営業しているというのは怖いですね。やはり分かってもらえたという認識が大事だと思います。よろしく願いいたします。

会長 ご意見、ご質問ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

会長 ないようですので、それでは「環境影響評価対象事業について」の審議は終了といたします。

次に「その他」として、委員の皆様から何かご発言はございますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

会長 ないようですので「その他」につきましても終了といたします。

皆様、長時間に渡り活発にご議論いただきありがとうございました。

4 閉会

会長 それでは、本日の審議会はこれを持ちまして「閉会」と致します。